

「令和5年度（2023年度）省エネルギー促進総合支援事業（省エネルギーの普及啓発）」
企画提案指示書

1 業務名

省エネルギー促進総合支援事業（省エネルギーの普及啓発）委託業務

2 目的

道は令和2年（2020年）3月、2050年までのゼロカーボンの実現を宣言したところであり、その実現につなげていくためには、道内各地において、道内に豊富に賦存する太陽光や風力などの新エネルギーを最大限に活用することが必要であるが、地域において新エネルギーを効果的に活用するためには、省エネルギーをあわせて進めることが重要であり、地域の住民や事業者に対し、省エネルギー意識の定着と実践を促すことが必要である。

このため、省エネ行動の意義やそれによる負担軽減効果などの普及啓発を行い、事業者や家庭での取組を促すセミナーを開催するとともに、節電・省エネの具体的な取組を促進する内容のリーフレットを作成し、道内市町村及び関係団体等に配布するほか、事業者に対し、生産性の向上に向けたICTの活用や省力化の動きを踏まえ、省エネルギー型の機械や機器の導入、作業工程の効率化等を促すガイドブックを作成する。

3 業務の内容

業務を実施する事業者（受託者）は、上記の目的を達成するため、次の内容に沿った提案を行うこと。

（1）セミナーの開催

ア 概要等

省エネルギーが家計や経営にもたらす経済的メリットを示し、省エネルギー意識の醸成を図るため、家庭や事業者が実践できる、身近な省エネルギーの取組を紹介するセミナーを開催する。

イ 対象者

道内市町村や企業・団体、一般住民

ウ 開催地域及び回数

札幌市内など、計6回

エ 開催時期

契約締結の日から1月末日まで

オ 定員

各回50名程度

カ 留意事項

- 効果的なプログラム、講師、開催方法（会場開催を想定するがオンラインによる開催も可）、参加者募集方法を理由とともに提案すること。
- 省エネルギーの取組の促進のため、経済的メリットがわかりやすく、家庭や事業者が実践できるような身近な優良事例を掲載した資料を提案すること。

（2）ガイドブックの作成

ア 内容

省エネルギーに係る地域の優れた取組等について取材し、事業者向けガイドブックを作成する。

イ 取材地域等

道内3カ所及び道外1カ所、計4カ所。

ウ 作成規格等

A4判カラー印刷、8枚程度を基本とし、500部程度作成する。

エ 掲載内容

省エネルギーが経営にもたらす経済的メリットを示し、省エネルギー意識の醸成を図るとともに、事業者に対し、省エネルギー型の機械や機器の導入、作業工程等の効率化、高効率熱利用設備の普及を促すため、地域の優れた省エネの取組等について紹介すること。

オ 留意事項

- ・ 効果的な取材地域、掲載内容を提案すること。
- ・ 省エネルギーの取組の促進のため、経済的メリットがわかりやすく、事業者が実践できるような地域の優れた事例を掲載した資料を提案すること。
- ・ ガイドブックのレイアウトや配色についても具体的に提案すること。

(3) リーフレットの作成、配布

ア 内容

夏季及び冬季の事業所や家庭における節電・省エネの具体的な取組を促進する内容のリーフレットを作成し、道内市町村及び関係団体等に配布する。

イ 作成規格等

(ア) 規格 仕上り規格 A3版2つ折り

(イ) 数量 夏のリーフレット、冬のリーフレット 各50,000部

(ウ) 刷面 本文：両面

(エ) 用紙 本文：コート紙 46.5kg (坪量84.9g/m²)

(オ) 刷色 本文：両面 カラー4色

ウ 掲載内容

夏季及び冬季における電力需要の増加に鑑み、節電の取組の必要性について、道民・企業に分かりやすく伝えるとともに、これまで積み重ねてきた節電行動を無理のない範囲で継続していくため、事業所や家庭における節電・省エネの具体的な取組を促進する内容とすること。

エ 配布

(ア) 事業所等への配布

夏・冬ごとに、環境・エネルギー課から指示する道内約1,100カ所(1,500カ所程度に仕分け)に配布すること。

(イ) 配布時期

① 夏のリーフレット：令和5年(2023年)6月23日まで

② 冬のリーフレット：令和5年(2023年)11月24日まで

オ 留意事項

- ・ リーフレットの作成にあたり、盛り込む要素は、環境・エネルギー課から提示する。また、過去に作成したデザイン・色・文章等を踏まえつつ、環境・エネルギー課と協議を行いながら作成すること。
- ・ 啓発資料の作成にあたっては、道が提供する省エネ・新エネキャラクターである「エネーズ」の画像データを活用すること。

(キャラクターの例)



「セーブくん」



「こまめさん」



「ネオンくん」

(4) 広告について

ア 内容

効果的に省エネルギー意識の定着と実践を図るため、上記(1)～(3)の業務に関する広告を行う。

イ 留意事項

効果的な広告内容を提案すること。

(5) 脱炭素化への取組について

本委託業務を遂行するにあたって、温室効果ガスの排出量を削減するよう工夫を行うなど、環境に配慮した取組を行うこと。また、「ゼロカーボンチャレンジャー登録」または「北海道地球温暖化防止対策条例に基づく排出量の報告」を行っている場合は、その旨記載すること。

4 企画提案及び審査の項目

提案項目及び審査項目	
1	実施体制
	①実施体制・役割等
2	実施手法
	①業務処理工程、経費積算
3	実施方策
	①セミナーの開催について
	②ガイドブックの作成について
	③リーフレットの作成について
	④広告について
	⑤脱炭素化への取組について
4	実績
	①過去の実績
5	追加提案
	①追加提案

※提案における留意事項

ア 実施体制・役割等については、業務実施上の責任者、人員、担当の経歴、役割及び組織図などを具体的に記載すること。

イ 業務処理工程表・経費積算については、業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュール及び積算とすること。

ウ 実施方策については、「3 業務の内容」を満たした提案とすること。

- エ 過去の実績については、本業務遂行の参考となる類似事業等の実績を記載すること。
- オ 追加提案については、「2 業務の目的」を達成するため、独自の提案がある場合に記載すること。

5 契約期間及びスケジュール

(1) 契約期間

契約締結日から令和6年(2024年)2月29日までとする。

(2) スケジュール

ア 資格審査申請書の提出	令和5年(2023年)5月15日(月)
イ 企画提案書の提出	令和5年(2023年)5月22日(月)
ウ 審査委員会	令和5年(2023年)5月25日(木)午後
エ 入札	令和5年(2023年)5月25日(木)13時15分

6 留意事項

- (1) 契約区分は、「準委任」に属する契約とし、事業終了後に実支出額により精算する。
管理費等の精算について、その考え方(事業者(受託者)の各種規定、計算式等)を契約締結前に道が確認する場合がある。
- (2) 業務に要する経費のうち、他の委託事業や補助事業等で対象となっているものについては、本業務の対象とならない。
- (3) 本業務で取り扱う個人情報、個人情報保護法、北海道個人情報保護条例及び事業者が個人情報を取り扱う際に遵守すべき指針等の個人情報保護制度に基づき、適正に取り扱うこと。
- (4) 本業務実施に伴って発生する著作権その他の権利は道に帰属する。

7 報告書の提出

業務終了後、次の報告書を提出すること。また、それらのデータをCD-R若しくはDVD-Rにまとめ1枚提出すること。

- ・ 業務報告書及びその概要版 A4版各1部
- ・ 3(2)で作成したガイドブック及び3(3)で作成したリーフレット

8 資格審査申請書の提出

- (1) 提出書類 資格審査申請書(別紙様式による)
- (2) 提出期限 令和5年(2023年)5月15日(月)午後5時(必着)
- (3) 提出場所 下記12のとおり
- (4) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれか)による

9 企画提案書の提出

- (1) 提出書類 企画提案書(別紙様式による)、付属資料(A4サイズの任意様式)
- (2) 提出部数 企画提案書、付属資料とも10部
※1部は企画提案者名が記載され、代表者印が押印されたもの、9部は企画提案者名が記載されていないもので代表者印が押印されていないもの。(文中も企画提案者が特定できないようにすること。)
- (3) 提出期限 令和5年(2023年)5月22日(月)午後5時(必着)
- (4) 提出場所 下記12のとおり
- (5) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれか)による

10 総合評価審査委員会（ヒアリング）の実施

- (1) 入札参加者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを行う。
- (2) 入札参加者が5者を超える場合、環境・エネルギー課が書面審査を行い、ヒアリング対象者を5者程度に絞る場合がある。
- (3) ヒアリングの対象とならなかった提案者の提案は無効とする。
- (4) ヒアリングの日時及び場所については、別途通知する。

11 その他

- (1) 企画提案の採否については文書で通知する。
- (2) 資格審査申請書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案の参加意思がないものと見なす。なお、資格審査申請書の提出後に企画提案に参加しない場合は、企画提案書の提出期限までに下記12の担当者に連絡すること。
- (3) 提出された資格審査申請書及び企画提案書は返却せず、今回の事業者選定の目的以外の用途には使用しない。

12 問合せ先、資格審査申請書及び企画提案書の提出先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎8階）

北海道経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課省エネ・新エネ促進室（担当：千田）

電話：011-204-5319 FAX：011-222-5975